

旭硝子株式会社 旭硝子山工部

大正十二年十二月二十二日

氏名 山崎 謙三 職名 主任技師 年齢 45 年 勤続年数 15 年 退職手當 1500 圓 退職手當支給方法 一括支給 退職手當の出し方 一括申請 退職手當の計算方法 退職手當の額を退職手當支給率で乗じて出すのであります。例へば満十年勤続して入社以来の賃金総取高が五千圓の者として、

$$5000 \times \frac{15}{100} = 750$$
 即ち六百五十圓貰へるのであります。若し此の人が自分の都合に依る依願退職の許可を受けた者として、勤続十年の者は第三條の第六に當りますから六百五十圓に自分の九十即ち九割を掛けた額

$$650 \times \frac{90}{100} = 585$$
 即ち五百八十五圓貰へるのであります。つまり依願退職の場合(第一條の第五に當るもの)には普通の退職手當に對し第三條に定めてある割合を貰へるのであります。尤も満十五年以上勤続すれば依願退職の場合でも全額貰へるのであります。

旭硝子株式会社職工退職手當支給方法

今迄は老衰又は癱瘓の爲め退職する場合には五年以上勤続した者でなければ退職手當を貰ふ事が出来なかつたので、此度より、滿三年以上勤続した者は貰へる事になりました。また滿三年以上勤続した者は自分の都合で退職する場合でも、其の退職の理由が家督相続等の爲めにせうとしても、國元に戻らねばならぬ場合とか、其他止むを得ぬ事情の爲めと認められた場合には、第三條に定めてある割合で依願退職手當が貰へる事になりました。死亡した場合とか、公傷で退職する場合とか又は會社の事業上の都合で解雇せられた場合には、三年未満の勤続者でも退職手當が貰へる事は従前と變りはありません。是等の規則は次の通りであります。計算方法が解りにくい様でありますから、例を擧げて説明しておきます。尚解りにくい点は職工係でお聞き下さい。

退職手當の計算方法

1. 本體の方法
 退職手當の出し方は一括に申請します。
 『入社以来の賃金総取高に第二號の退職手當支給率を乗じて出すのであります。』
 例へば満十年勤続して入社以来の賃金総取高が五千圓の者として、

$$5000 \times \frac{15}{100} = 750$$
 即ち六百五十圓貰へるのであります。若し此の人が自分の都合に依る依願退職の許可を受けた者として、勤続十年の者は第三條の第六に當りますから六百五十圓に自分の九十即ち九割を掛けた額

$$650 \times \frac{90}{100} = 585$$
 即ち五百八十五圓貰へるのであります。つまり依願退職の場合(第一條の第五に當るもの)には普通の退職手當に對し第三條に定めてある割合を貰へるのであります。尤も満十五年以上勤続すれば依願退職の場合でも全額貰へるのであります。

2. 第二號の説明

前に説明しました様に退職手當は賃金総取高に第二號の率を乘じて算出するのであります。ところが、大正七年十二月二十日以前に入社した人に限り、賃金総取高を大正七年十二月二十日迄の分とそれ以後の分とに區別して、大正七年十二月二十日迄の取高には入社した年に應じて第二號の係數を掛けるのです。例へば明治四十四年に入社して滿十年勤続した者で、入社以来の賃金総取高が大正七年十二月二十日迄の取高 叁千五百圓、大正七年十二月二十日以後の取高 千五百圓

山崎 謙三